

事 務 連 絡  
令和 8 年 1 月 21 日

地方厚生（支）局  
保険年金（企業年金）課 御中

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課

### 確定拠出年金の企業型年金に係る業務報告書の見直しの予定について

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和 7 年法律第 74 号。以下「令和 7 年改正法」という。）が令和 7 年 6 月 20 日に公布されたことを受け、今後、企業年金の運用等の情報開示を行う前提として、確定拠出年金を実施する事業主が厚生労働大臣に提出する企業型年金に係る業務についての報告書（以下「業務報告書」という。）について、令和 9 年 6 月以降を事業年度末とするものは、下記のとおりのお取り扱いとすることを予定している。

本件について、下記のとおり御了知いただくとともに、その実施に当たっては、貴局においても事業主等の指導等について、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、企業型確定拠出年金運営管理機関に対しては、別途、当課より連絡していることを申し添える。

### 記

#### 第 1 見直しの概要について

令和 7 年改正法において、私的年金制度の見直しとして、企業年金の運用の見える化（情報開示）により、厚生労働省が業務報告書の記載事項のうち一定の事項を公開することとされた。

関連して、確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号。以下「DC 規則」という。）第 27 条に基づき実施事業主が事業年度末に提出する業務報告書については、報告内容の見直しを行う。また、今後、DC 規則について所要の改正を行うこととする。

#### 第 2 業務報告書について

1 報告すべき事項

別添のとおりとする。

2 提出方法

第2の1の報告すべき事項は、今後、企業型記録関連運営管理機関（以下「R K」という。）を通じて、厚生労働省が開発するオンライン提出のためのシステムを利用して提出するものとする。

なお、当該提出方法等の詳細については、別途、当課よりR K宛て示すこととする。

以上

【別添】

業務報告書の報告項目

分類	項目	備考
1. 企業型年金規約に係る情報	承認番号	
	規約名称	当該規約を指す名称であれば、「プラン名」と呼ばれる名称でも可
	実施形態（総合型以外、総合型）	総合型：人的関係、資金的関係が緊密でない複数の厚生年金適用事業所の事業主によって共同で実施されるもの
	運用商品の選定・提示を行う機関の運営管理機関登録番号（1）	運用商品の選定・提示を行う機関を設定すること。複数の機関が行う場合は（2）以降も記載すること。 運営管理機関に業務を委託せず自ら行っている場合は"000"を設定すること。
	運用商品の選定・提示を行う機関の運営管理機関登録番号（2）	
	運用商品の選定・提示を行う機関の運営管理機関登録番号（3）	
	運用商品の選定・提示を行う機関の運営管理機関登録番号（4）	
運用商品の選定・提示を行う機関の運営管理機関登録番号（5）		
2. 厚生年金適用事業所に係る情報	厚生年金適用事業所/事業主の名称	
	厚生年金適用事業所/事業主の所在地の都道府県名	都道府県コード <a href="https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/codelist/PrefCd.html">https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/codelist/PrefCd.html</a>
	厚生年金適用事業所/事業主の制度開始年月	
	厚生年金適用事業所の名称	報告の単位が「厚生年金適用事業所」の場合は当該厚生年金適用事業所の名称、「厚生年金適用事業所の事業主」の場合は、企業型年金を実施するすべての厚生年金適用事業所の名称を設定すること。 ※厚生年金適用事業所の名称は日本年金機構に届け出ている名称

分類	項目	備考
3. 事業年度	事業年度	
	事業年度開始年月日	
	事業年度終了年月日	
4. 企業型年金加入者等の状況	加入者/前期末/男	資格取得者及び資格喪失者については、事業年度内に資格を取得又は喪失した者の人数を記載すること。
	加入者/前期末/女	
	加入者/資格取得者/男	
	加入者/資格取得者/女	
	加入者/資格喪失者/男	
	加入者/資格喪失者/女	
	加入者/今期末/男	
	加入者/今期末/女	
	運用指図者/前期末/男	
	運用指図者/前期末/女	
	運用指図者/資格取得者/男	
	運用指図者/資格取得者/女	
	運用指図者/資格喪失者/男	
	運用指図者/資格喪失者/女	
	運用指図者/今期末/男	
運用指図者/今期末/女		
	加入者/今期末の平均年齢	今期末時点の加入者の今期末時点の平均年齢。小数点以下第2位を四捨五入すること。
5. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の状況	事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額	直近の12月～11月の期間分として企業型年金加入者掛金を拠出した者がいる場合に限り記載すること。
	資産管理機関の商号または名称	
	事業主掛金の額	直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金について記載すること。
	企業型年金加入者掛金の拠出人数/男	直近の12月～11月の期間分として拠出された企業型年金加入者掛金について記載すること。
	企業型年金加入者掛金の拠出人数/女	
	企業型年金加入者掛金の額/男	
企業型年金加入者掛金の額/女		
6. 返還資産額の状況	返還の人数/男	事業年度内に返還された資産について記載すること。
	返還の人数/女	
	返還資産額/男	
	返還資産額/女	

分類	項目	備考
7. 個人別管理資産 の状況	運用実績	<p>( (当期末資産額－前期末資産額) － (当期の入出金) ) / ( (前期末資産額) + (当期の入出金) * (1/2) ) × 100</p> <p>(当期の入出金) = (当期事業主掛金額 + 当期加入者掛金額) - 当期給付額 + (当期受換額 - 当期移換額) - 当期に個人別管理資産から控除した事務費額・還付金・返還金</p> <p>還付金：加入者の資格喪失を遡及登録した場合や同月得喪（加入取消）の場合に発生する額 返還金：勤続期間3年未満にて自己都合等で退職する場合に発生する事業主への返還金</p> <p>小数点以下第2位を四捨五入すること。</p>
	運用の方法名	
	加入者数	1. 事業年度末の状況について記載すること。
	運用指図者数	2. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
	信託財産・保険解約返戻金等の資産額	3. 運用の指図がないものは、「運用の方法名」に「未指図」と記載し、「運用の方法の種類」、「元本確保の運用の方法」及び「株券等」は、空欄（-）とすること。
	運用の方法の種類	4. 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
	元本確保の運用の方法	5. 元本確保の運用の方法に「該当する」とは、当該運用の方法が次に掲げる運用の方法であって令第15条第2項に規定する運用方法要件に適合するものに該当する場合をいう。 一 令第15条第1項の表の1の項イ及びロに掲げる運用の方法
	株券等	二 令第15条第1項の表の2の項イに掲げる運用の方法 三 令第15条第1項の表の3の項イからホまでに掲げる運用の方法
	選定年度	四 令第15条第1項の表の4の項イに掲げる運用の方法 五 令第15条第1項の表の5の項イに掲げる運用の方法 6. 株券等に「該当する」とは、当該運用の方法が令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでに掲げる運用の方法に該当する場合をいう。
除外済み	7. 「選定年度」は、本様式に変更後の事業年度以降に新たに選定・提示された運用の方法のみで可	

分類	項目	備考
8. 指定運用方法の状況	①指定運用方法が企業型年金加入者に提示されている	②～⑥は、①で指定運用方法が提示されている場合にのみ記載すること。 ②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。 ③は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
	②当該指定運用方法の名称	
	③当該指定運用方法の運用の方法の種類	
	④当該指定運用方法を選定した年度	
	⑤今年度末に指定運用方法が適用されている人数	
	⑥⑤の者に係る当該指定運用方法の個人別管理資産の残高	
9. 企業型年金加入者の資格を喪失した者の状況	①加入者資格喪失者数	①については、 (1)死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者、及び (2)企業型年金の企業型年金加入者の資格を60歳に達した日以降に喪失した者であって、同日の翌日が属する月に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したもの のいずれも含まないこととし、事業年度末の1年6か月前から起算して1年間に資格喪失した人数について記載すること。 (例：事業年度が4月～翌年3月であれば、前年9月～8月の喪失者人数)
	②加入者資格喪失者数のうち、個人別管理資産が国民年金基金連合会（個人型特定運営管理機関）に移換された者の数	